

○岡山県警察職員用の名札の制定について(通達)

(平成 13 年 5 月 16 日岡務第 97 号／岡装第 200 号警察本部長例規)

改正 平成 14 年 3 月岡務第 5025 号 平成 20 年 1 月岡装第 12 号
平成 20 年 3 月岡務第 195 号 平成 22 年 5 月岡装第 172 号
令和 2 年 11 月 27 日岡務第 847 号 令和 4 年 3 月 28 日岡務第 333 号

各部長・所属長

職務執行における責任の明確化と市民応接向上のため、岡山県警察職員用の名札(以下「名札」という。)を制定し、平成 13 年 6 月 1 日から着用することとしたので、部下職員に趣旨等を徹底し、その取扱いに誤りのないようにされたい。

記

1 名札の規格

名札の規格は、別図のとおりとする。

2 名札の作成

警察職員は、従事する業務の必要に応じて、自身の名札を作成するものとする。

3 名札の着用

(1) 次に掲げる業務(以下「名札着用業務」という。)に従事する警察職員は、宿直勤務及び日直勤務に従事する場合を除き、警察本部又は警察署の庁舎内において、名札着用業務に関して市民と応対するときは、名札を着用するものとする。

ア 部外の意見を聴く会議の実施その他の広聴業務

イ 庁舎の受付業務

ウ 犯罪被害者等給付金の支給及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する業務

エ 情報の公開、個人情報の開示等に関する業務

オ 遺失・拾得物の受理及びその還付に関する業務

カ 留置施設の受付における接見申出受理及び差入等物品の授受

キ 警察安全相談、少年相談、交通事故相談等の各種相談及び苦情の対応に関する業務

ク 防犯対策に関する業務

ケ 運転免許センターにおいて行う業務

コ 公安委員会、警察本部長又は警察署長の権限に関する事務に係る申請、届出等の受付、許可、証明等に関する業務

(2) 名札着用業務における警察職員の応対について苦情の申出がなされた場合において、その苦情の申出人と応対するときは、名札を着用するものとする。

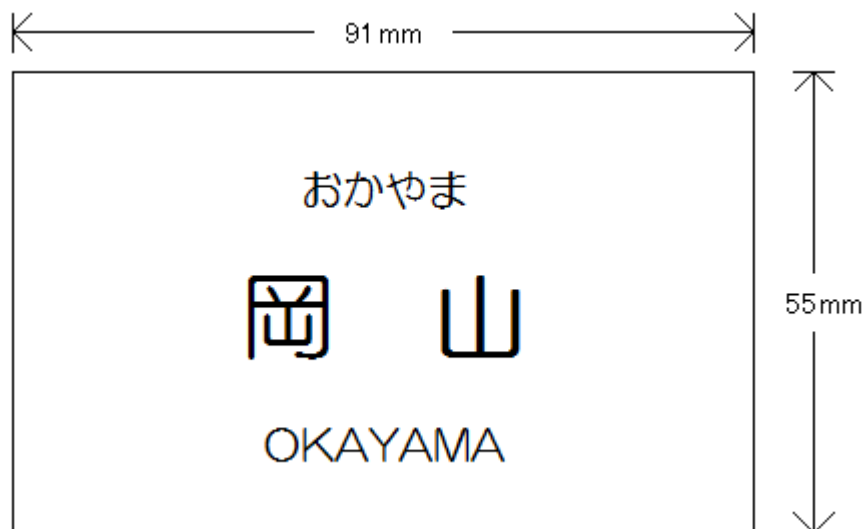
- (3) 名札を着用することによって業務の遂行又は警察職員の安全確保に著しい支障があると所属長が認めるときは、上記にかかわらず名札を着用しないことができる。
- (4) 名札は、対応する相手方から見えやすいよう配慮した上で、上半身に着用するものとする。

4 名札の取扱い

- (1) 名札を作成した警察職員(以下「名札着用職員」という。)は、名札を個人で保管し、適正に管理するものとする。
- (2) 名札着用職員は、名札を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3) 名札着用職員は、人事異動その他の事由により名札着用業務に従事しなくなったときは、名札を廃棄することができる。

別図

名札の規格



備考

- 1 紙製とする。
- 2 背景は白色とし、文字は黒色とする。
- 3 姓を、平仮名、漢字及びヘボン式ローマ字により表記する。
- 4 文字は丸ゴシック体とし、平仮名及びヘボン式ローマ字による表記は 16 ポイント、漢字による表記は 36 ポイントの大きさとする。